

評価性引当額の定義は必要？

ASBJ、税効果会計専門委

去る9月14日、企業会計基準

委員会は第54回税効果会計専門委員会を開催した。今回は前回(2017年9月20日号(No.1490)情報フラッシュ参照)に引き続き、税効果適用指針案等へ寄せられたコメント対応が検討された(今回は質問4から)。

主なコメントと事務局の対応案は、次のとおり。

質問4 適用時期等に関する質問

会計方針の変更について早期適用を認めないことに同意しないとのコメントが寄せられた。これに対して、早期適用を認める場合、3月決算会社では2018年3月期が対象となり、すでに進行している年度に適用されることになるため、四半期(または中間)と年度の会計処理の首尾一貫性を確保する観点から望ましくないとの考えを示した。

この点、専門委員からは「早期適用のニーズがある場合もあるのでは」との意見が聞かれた。また、回収可能性適用指針案の適用初年度における遡及適用について、適用初年度の期首剰

余金で調整すべきとのコメントがあった。これに対して、回収可能性適用指針が監査委員会報告66号等に定められていた会計処理を踏襲しているため、適用初年度の期首剰余金で調整することにはならず、過去の期間のすべてに遡及適用するとの考えを示した。

さらに、投資時における子会社の留保利益の取扱いについて経過措置を設けない理由を明確にすべきとのコメントが寄せられた。これに対して、税効果適用指針案113項に記載のとおり、金融商品会計基準等の会計基準と整合していなかったことや、当該事例が稀であるなどの理由から、経過措置を設けない理由を記載しない方向を示した。

質問5(その他)

(1) 定義

評価性引当額に関し、その定義をし、注記すべき事項を明らかにすべきというコメントが複数寄せられた。これに対して、税効果会計基準一部改正案の内容から判断が可能であり、評価性引当額の定義を定める必要はないとの考えを示した。

この点、専門委員からは「実

務的にばらつきがみられているため、明らかにしたほうがよい」との意見があった一方で、「詳細を明らかにすると、現状の実務へのインパクトが大きい」との懸念も聞かれた。

また、税務上の繰越欠損金の定義を明確にしてほしいとのコメントもあったが、定義がなくともこれまでの実務で問題が生じていなかったことから、定める必要はないとの考えを示した。

(2) 税効果会計基準一部改正案

5項(注9)(1)①の「税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額の用語を、税務上の繰越欠損金の額に法定実効税率を乗じた額」と見直したほうがよいとのコメントが寄せられた。これに対して、税務上の繰越欠損金については、税額ベースで注記することを想定しているため、本公開草案の表現にしているとの考えを示した。

この点、専門委員からは「コメントの理由がもっともなもので、見直すべき」との意見が聞かれた。

また、開示例の税率差異の注記に「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」等を追加したほうがよいとのコメントがあったが、開示例は参考として示したものであり、記載内容は各企業の実情等に応じて異なる

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 平成29年7-9月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成29年7-9月期調査結果の概要です。

対象企業数 15,952社
回答企業数 13,160社
回収率 82.5%

景況	●貴社の景況	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		29年4-6月 前回調査	29年7-9月 現状判断	29年10-12月 見通し	30年1-3月 見通し
●国内の景況	全産業	▲2.0	5.1	7.5	5.6
	製造業	▲2.9	9.4	11.2	6.6
	非製造業	▲1.6	2.9	5.7	5.1
	全産業	▲3.1	5.1	6.5	4.6
	製造業	▲5.5	7.3	10.8	3.7
	非製造業	▲2.4	4.4	5.2	4.8
雇用	全産業	▲9.9	▲6.5	0.7	▲4.3
	製造業	▲9.9	▲6.8	2.4	▲2.3
	非製造業	▲9.9	▲6.4	0.4	▲4.7
売上高	全産業	4.8	6.9	6.2	4.1
	製造業	4.6	9.1	6.5	3.4
	非製造業	5.0	5.8	6.0	4.4
	全産業	2.7	4.3	4.2	1.5
	製造業	1.2	7.0	6.6	1.7
	非製造業	3.1	3.5	3.4	1.4
経常利益	全産業	▲11.5	▲8.2	▲2.7	▲6.6
	製造業	▲13.1	▲8.5	▲0.2	▲6.2
	非製造業	▲11.1	▲8.1	▲3.3	▲6.7
設備投資	全産業	▲11.5	▲8.2	▲2.7	▲6.6
	製造業	▲13.1	▲8.5	▲0.2	▲6.2
	非製造業	▲11.1	▲8.1	▲3.3	▲6.7

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

ため、特に追加しない考えを示した。

(3) 税効果適用指針案

8 項(1)のただし書きの個別税効果実務指針24―2 項を踏襲した「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったものについて」を削除すべきとのコメントに対応して、「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったもの」という箇所を削除するとの修正案を示した。

また、39 項は表題の「連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸

表における取扱い」と内容が合致しないとのコメントが寄せられた。これに対して、39 項の表題は17 項の個別財務諸表の取扱いと対になっていると説明したうえで、表題の変更はしないが、

主な内容である第2 段落を先に記載し、第1 段落の内容をなお書きとして記載の順番を入れ替えることで対応する考えを示した。

*

その他、連結納税制度を適用する場合の実務対応報告との整合性、中間税効果適用指針案等に関するコメントが寄せられたが、いずれも本公開草案の修正を行わない方向を示した。

会計

IFRS13号の適用後レビューの「コメント」等、引き続き検討

―ASBJ、金融商品専門委

去る9月14日、企業会計基準委員会は第121回金融商品専門委員会を開催した。

今回はIASB情報要請「適用後レビューIFRS13号『公正価値測定』」へのコメントを検討するとともに、IASB、FASBにおける金融商品会計に関する最近の検討状況等について紹介があった。

情報要請へのコメント

事務局は、情報要請への対応

を目的として実施したアウトリーチについて、受け取ったフィードバックの概要を示した。

質問2の「レベル3の公正価値測定の開示の有用性」に関する全般的なコメントとしては、ある利用者が、公正価値測定の開示について企業が投資リスクの把握と管理を行っていることを示すものとして重要と考えていることが紹介されている。企

自分の価値を上げるには？

という書籍は多くありそうだが、では、その価値をどう測るかにについて教えてくれるものはあまりないようだ。だが、VALUは、あなたの価値を教えてくれる。VALUのホームページには、こう書いてある。「VALUは、だれでも、かんたんに、VAを発行できるサービスです」、「いちど公開、取引されたVAは、トレーディングカードのように流通し、価値総額も日々変動します」。

個人が自分の株式のようなVAを発行することで資金調達ができ、発行されたVAは、以降、取引所で売買され、VAの時価総額があなたの価値というわけだ。VAを買った人はVALUER(株主)と呼ばれ、発行者による優待を受けることができるが、必ずしも優待は義務化されていない。VAを買う最大の理由は、値上がり期待なのである。

しくみとしては、寄付型クラウドファンディングと似ている。違いは何か？ VALUでは、「資金提供者の地位」であるVAが譲渡・取得可能で流通するという点だ。VAは、ビットコインのブロックチェーンを活用しており、あたかも暗号通貨のようでもある。そう考えると

企業が独自の暗号通貨を発行して資金調達するICOのほらが、VALUに近いだろう。発行者が企業なのか個人なのかの違いだ。

そんなVALUで騒動が起きた。ユーチューバーのヒカル氏が、自分のVAを公開した後、ストップ高で自分の保有分を売却し、その後、VA価格が暴落した。VALUER達は、これをインサイダー取引だとして騒いだ。さて、何が問題か？

投資のハナシ表裏

あなたの価値は？

VAは単なる寄付者の地位の証であって、株式ではない。そもそも、VAを買うことは寄付であって、投資と考えるほうが間違っている。寄付だから、インサイダーは存在し得ない。VAの公開・取引にあたり、投資であれば、絶対に必要な情報である調達資金の使途も詳細には教えてもらえない。また、報告すべき財務諸表が存在し得ない。どこからみても寄付だ。ところが、VAの購入を推奨

する人達は、「いずれ注目され、値上がりするだろうから、早いうちに買っておけば儲かる」と投資行為として説明している。確かに儲かる可能性があるから、賭けといったほうが適切か。この説明を真に受けて、VAが値上がりして儲けられると勝手に夢みたVALUER達に問題があるのではないか。もしVAがブロックチェーンを使った電子的な証でなく、紙製のカードだとしたら、同じように値上がりを目指して資金を出したのかを考えてみるべきだ。

「FinTech関連は買いた」という最近の風潮は、2000年頃の「ネット関連なら買いた」との騒ぎに似ている(この執筆中に、中国がICOを禁じたというニュースが報じられた)。

最後に、想像だが……優待を「お持ちのVAを買値より高く買い戻します」とするとどうなるだろうか。買い戻す資金が必要になる？ 優待目当てでVAを欲しがっているから、買い戻したVAをより高く売り、買い戻し数量を少しずつ減らしていけば資金は回る。きつと、VA価格は日々上昇し、あなたの価値も日々うなぎ上りだ。ウォーレン・バフェットが暗号通貨を盛気楼だといったのはこういうことか。(三田 哉)

IFRSでの「営業利益」表

示はどうなる？

IASB J、ディスクリージャー専門委

去る9月15日、企業会計基準委員会は第5回ディスクリージャー専門委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

開示原則DPPへのコメント

前回に引き続き、IASBのディスクリプション・ペーパー「開示に関する取組み―開示原則」(以下、「DP」という)へのコメント・レターの文案について審議が行われた。

9月21日のIASBボード会議における、IASBスタッフからの提案について、紹介が行われた。

基本財務諸表プロジェクト

要求するものの、表示しないほうが目的適合性が高いと考えられる場合には表示しないことを選択可能にし、その理由を説明することを要求すれば、営業利益の表示を要求することは可能。

特に、財務業績計算書の構成に関して、主に次のような提案がなされている。

- (1) 財務業績計算書に投資区分を導入する。
- (2) 投資収益/費用を、原則主義的に次の両方の性質を満たす資産・負債から生じる収益/費用として定義する。
- (3) 財務業績計算書に次の2つの小計を導入する。
 - ① 投資・財務・法人所得税前利益
 - ② 財務・法人所得税前利益

業によっては証券化商品など前提が異なることにより算定される価値が大きく異なるものへの投資が行われることがあり、これらに関してレベル3の詳細な開示リスクの把握に役立つと考えられるとされている。

一方、作成者からは、個々の開示項目の目的が明白でないとし、全体として有用性があるか、また利用者のニーズがあるかとの意見が聞かれたことを示した。

個別の開示項目に関するコメントとしては、アウトリーチを行った利用者もレベル3の公正価値測定に関する「期首残高から期末残高への調整表」を分析の参考としていたことを紹介している。もっとも、いずれの利用者も企業に直接ヒアリングできる立場にあることもあって、総額や大まかな区分による開示により関心があり、詳細の開示に対する要望が強いようであったとしている。

質問5「公正価値測定に要求される判断の適用」については、作成者からは市場が活発か否かの評価を行うことが煩雑であるとの指摘、作成者からは評価は困難ではないとの意見があった。また、監査人は平時における状況と金融危機時の状況が異なると強調したことを紹介している。

IASBの活動状況

- (1) IASB公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」に対する再審議

IASBは公開草案を公表したが、今後はIFRS 9「金融商品」の修正について10月に最終化する予定。

- (2) 動的リスク管理に対する検討

IASBボード会議の教育セッションにおいて議論が行われており、2018年下期に2回のディスクリプション・ペーパーを公表することを目標としている。

FASBの活動状況

信用損失に関する移行リソース・グループの活動 ASU 2016-13の公表後初めて会合が開催され、次の5つが議論された。

- (1) 割引キャッシュ・フロー法における実効金利に対する期限前償還の予測の考慮
- (2) 受益者持分に対する購入した信用悪化金融資産のガイダンスの適用
- (3) 信用減損金融資産のグループピングに対する経過措置
- (4) 不良債権の再編成の会計処理
- (5) クレジット・カード債権の予想期間の算定

・財務業績計算書に新たな業績指標を設けるにあたっては、「営業活動から生じた持続可能な利益」を示す業績指標の表示を優先的に検討すべき。わが国では、この「営業活動から生じた持続可能な利益」の考え方が整合的な営業利益の有用性が強く主張されている。営業利益を定義することを引き続き検討すべき。

・原則として営業利益の表示を

(図表) 財務業績計算書(機能別表示)の例示

売上収益	10,000
売上原価	(4,000)
売上総利益	6,000
販売費及び一般管理費	(2,000)
経営者業績指標	4,000
リストラ関連費用	(1,000)
投資・財務・法人所得税前利益	3,000
持分法投資損益	250
その他の投資利益	50
財務・法人所得税前利益	3,300
資本構成に関連する収益	200
資本構成に関連する費用	(1,000)
確定給付(純額)または企業の資本構成に含まれない負債が資産と相殺可能である場合の資産(純額)から生じる利息収益	50
資本構成に含まれない負債から生じる利息費用	(450)
財務収益(費用)純額	(1,200)
税引前利益	2,100
法人所得税費用	(600)
当期純利益	1,500

(4) 財務業績計算書において、財務収益／費用に係る「資本構成に関連する収益」等の4つの項目を、別個の行項目として表示することを要求する。

これらの提案について、経営者業績指標を小計として組み込む場合を前提に例示すると、図

のれんの減損テストの有効性について議論

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る9月19日、企業会計基準委員会は第59回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、9月28日にロンドンで開催されるASAF会議での議題である「のれんおよび減損」を中心に議論された。主な内容は以下のとおり。

EFRAGによるディスカッション・ペーパー「のれんの減損テストは改善できるか？」

EFRAGはディスカッション・ペーパー「のれんの減損テストは改善できるか？」を提出し、「のれんAccretionアプローチ」を提案している。

IAS 36「資産の減損」によるのれんの減損テストを、より有効で複雑性を軽減したものとすることが欧州で支持されていることを背景とするもので、の

表のようになる。

なお、IASBスタッフによると、「投資・財務・法人所得税前利益」は、営業利益と同等の小計となる可能性があるといわれている。ただし、これは残余として導いたものであり積極的な定義ではないこと等から、「営業利益」とは称しないとされている。

のれんの減損を覆い隠す(シールド)効果のうちの第2シールドに対処するものとしている。

- ① 第1シールド…被取得事業ののれんが配分される、取得企業のCGUにおける認識されていないのれん
- ② 第2シールド…購入のれんに置き換わるあるいは補填される、取得後に生じた認識されないのれん

のれんAccretionアプローチの概要は次のとおり。

- ① のれんの期首残高にAccretion率を乗じてAccretion額を決定する
- ② 累計Accretion額をCGUの帳簿価額と回収可能価額の

比較に加味する。

- ③ 減損が生じていない場合は当該Accretion額を維持し、減損が生じた場合には累計Accretion額を減額する。
- ④ のれんが完全に認識されなくなるまでAccretion額の算定を継続する。

これに対して事務局は、第2シールドとして挙げられている、購入のれんが自己創設のれんに置き換えられ、資産として認識される問題意識は、ASBJが償却を主張する論拠の1つであり、重要な問題として対処すべき事項であることに同意するとしている。

しかし、第1シールド(PHののれん)および第2シールド(自己創設のれん)に加え、CGUを構成する他の識別可能資産の含み益により、のれんの減損が覆い隠されるという課題があり、定量的な減損テストにおいて米国会計基準におけるステッブ2のようなしくみがなければ当該課題に対処できないものと認識しており、第2シールドである自己創設のれんそのものに対処するためには、Accretionアプローチを用いるより、償却することがより簡便に対応できると考えている、との発言案を示した。

—IASBスタッフによる減損テストの有効性を改善する提案

IASBスタッフからは、P Hアプローチの使用は減損テストの有効性を改善することができると考えるかとの質問が出ている。

IFRS 15号は修正なしで確定へ—ASBJ、エンドースメント作業部会

去る9月20日、企業会計基準委員会は第37回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

—IFRS 9号等のエンドースメント手続

IFRS 9号「金融商品」(2014年)、および2017年6月30日までに公表された会計基準等のうち重要な会計基準を除くものを対象としたエンドースメント手続の結果として、「削除または修正」を行わないとする改正修正国際基準の公開草案の文案が示され、審議が行われた。

なお、現行の「修正国際基準の適用」7項ただし書きでは、IFRS 9号の経過措置に関する文言の修正が行われており、今回の改正でも同様の対応を行うかが論点となる。事務局から

これに対して事務局は、PHの価額の算定のために求められる既存CGUの企業結合前の回収可能価額を計算することは、部分的に自己創設のれんを計算するものであり、一般的に測定の信頼性が懸念されると考えているとした。

は、IFRS 9号(2014年)の公表により、過去の版はすべて廃止が予定され、現時点でそれらの早期適用もできないため、早期適用を制限する文言の修正を行う必要性は乏しいことから、IFRS 9号(2014年)の経過措置に関する文言の修正は行わない(修正国際基準の適用)7項ただし書きを削除することが提案された。

—IFRS 15号等のエンドースメント手続

IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」等を対象とした修正国際基準公開草案4号に寄せられたコメントへの対応について審議が行われた。

「削除または修正」を行わないとする公開草案の提案に反対意

見はなかったため、基本的に公開草案どおり最終化することとされた。

ただし、IFRS15号公表によって修正されているIFRS9号の規定があるため、当該修正を反映するように、企業会計基準委員会による修正会計基準2

会計

開示原則DPP等へのコメント、提出へ—ASBJ

去る9月21日、企業会計基準委員会は第369回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

ASAF対応

9月28日のASAF会議では、「のれんおよび減損」がテーマとして取り上げられ、「単一モデルによる回収可能価額の算定」等に関して議論される予定となっている。

現在、IASBスタッフは、のれんの減損テストにおける回収可能価額を、公正価値または使用価値のいずれか高い金額としてではなく、単一モデルで算定する手法として、次の3つを検討している。

- (1) 公正価値のみを基礎とする方法
- (2) 使用価値のみを基礎とする方法

号「その他の包括利益の会計処理」を追加で改正することとされた。

こちらも委員から特段の反対意見は聞かれておらず、親委員会が審議したうえで最終化される見込み。

- (3) 企業が資産の回収を見込んでいる方法に応じて公正価値または使用価値のいずれかを基礎とする方法

これに関し、ASAF会議で次のような趣旨の発言を行うことが示された。

- ① 回収可能価額による減損の測定は、IAS36号「資産の減損」の根幹となるコンセプトであり、のれんの減損テストに限定して異なる方法を適用することは適切ではない。
- ② 使用価値の算定は経営者の見積りが使用されるため、公正価値のほうがよいとの意見があるが、客観性の程度は、レベル3のインプットを使用する公正価値の算定と大差ない。

開示原則DPP等へのコメント・レター

これまでの審議を踏まえ、IASBのディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」、および情報要請「適用後レビューIFRS第13号「公正価値測定」へのコメント・レター」の文案について検討が行われた。

いずれも委員から大きな反対意見はなく、事務局で修文のうえ提出することが了承された。

税効果会計

第54回税効果会計専門委員会での議論（7号本欄参照）を踏まえ、税効果適用指針案等に寄せられたコメントへの対応について、審議が行われた。

評価性引当額の定義を求めるコメントへの対応案については、専門委員会同様、再検討を求める意見と、ルールベースで細かく決めることへの懸念とが聞かれた。

また、第53回税効果会計専門委員会では、回収可能性適用指針の一部改正案における「（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い」に関するコメントに対応して、67―4項を見直すことが提案されていた（2017年9月20日号（No.1490）情報フラッシュ参照）。しかし、専門委員から修正を求める声が多

く聞かれたことから、同項を次のように見直すことが、あらためて提案された（傍線が公開草案からの変更）。

67―4. これに関連し、……将来において税務上の損金に算入される可能性が低いときに……繰延税金資産の回収可能性はないと判断することが適

国際会計

IAS8号の改訂案、公表—IASB

去る9月12日、IASBは、IAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を改訂する公開草案「会計方針及び会計上の見積り」以下、「公開草案」という）を公表した。

公開草案は、会計方針と会計上の見積りの区分に関して、実務上のばらつきがみられることに対処するために公表されている。

会計方針と会計上の見積りの区分は、IAS8号が、会計方針の変更か、会計上の見積りの変更かにより、会計処理について異なる取扱いを設けていることにより意味を持つことになる。

会計方針と会計上の見積りの区別

公開草案はIAS8号を改訂して、会計方針と会計上の見積

切であると考えられる。したがって、……（分類1）に該当する企業において、将来の状況により税務上の損金に算入されない項目に係る一時差異について、例外的に回収可能性がないと判断する場合があることを明らかにするため、……「原則として」との文言を追加した（第18項参照）。

りの区別を次のように明確にする提案をしている。

- (1) 会計方針と会計上の見積りが互いにどのように関係するか。
 - ① 会計上の見積りは会計方針を適用する際に使用される。
 - ② 会計方針の定義をより明確かつ簡潔にする。
- 公開草案では、会計方針を「企業が財務諸表を作成表示するにあたって採用する特定の原則、測定基礎及び実務と定義しており、慣行やルールという用語を削除している。
- (2) 財務諸表における項目を正確に測定できない場合の見積方法や評価技法の選択は、会計上の見積りに該当する。
 - (3) IAS2号「棚卸資産」における代替性のある棚卸資産に

対する先入先出法や加重平均法の選択は、会計方針の選択に該当する。

適用関係

公開草案に対するコメント期

限は、2018年1月15日である。改訂案の適用時期は提案されていないが、早期適用は認められる予定である。

国際会計

重要性に関する2つの文書、公表——IASB

去る9月14日、IASBは、重要性に関する次の2つの文書を公表した。

●実務記述書2号「重要性の判断の行使」(IFRS Practice Statement 2, Making Materiality Judgements)

(以下、「本実務記述書」という) ●公開草案「重要性の定義」(ED/2017/6, Definition of Materiality (Proposed amendments to IAS1 and IAS8)) (以下、「本公開草案」という)

重要性は、財務諸表に反映すべき事項を決定するために用いられる概念であるが、概念自体は明確であるものの、実務における適用が難しく、財務諸表の品質を高めるために対処を求める声が上がっていた。

IASBは開示イニシアチブ

の一部として重要性の適用に関するプロジェクトを進めており、2つの文書はこのプロジェクトの成果物である。

●本実務記述書の内容

本実務記述書は、2015年10月に公表された公開草案に対するフィードバックを踏まえて最終化されたものであり、適用が強制される基準書ではない。本実務記述書は重要性判断の次の領域について、設例を含めて指針を示している。

- ① 重要性の全般的特徴についての概観
- ② 各国の法令との相互関係
- ③ 識別、評価、構成、レビューからなる4段階の重要性判断のプロセス
- ④ 特定項目(過去の報告期間、誤謬、財務制限事項、期中財務報告)についての重要性判断

本実務記述書は現行の基準書を変更するものではなく、新しい基準を導入するものではないが、企業が本実務記述書の適用を選択する場合には、2017年9月14日以降に作成される財務諸表に適用することが認められる。

●本公開草案の内容

同時に公表された本公開草案は、重要性の定義の明確化と理解の改善を目的として、IAS1号およびIAS8号に含まれる重要性の定義を次のように変更することを提案している。

省略・誤り・不明瞭化によって、特定の報告主体の一般目的財務諸表の主要な利用者が行う財務諸表についての判断に合理的に影響し得ると想定される(could reasonably expected to)場合、情報は重要である。

加えて、定義の変更の提案に関連し、新しい定義に含まれる不明瞭化や主要な利用者の内容を示す記述を追加するなど、基準書への記述の追加や既存の文言の修正を行うことも提案されている。

本公開草案のコメント期限は、2018年1月15日である。

国際会計

連結のガイダンスを再組織化するASU案、公表——FASB

去る9月20日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「連結(トピック812)——再組織化を公表した。

この公開草案は、関係者からの「現行の連結のガイダンスであるトピック810は、理解し、利用するのが難しい」という指摘に対応するものである。

現行のトピック810は、「全体(サブ・トピック810—10)」「パートナーシップと類似の事業体の支配(サブ・トピック810—20)」「試験研究契約(サブ・トピック810—30)」の3つのサブ・トピックから構成されており、「変動持分事業体(VIE)の連結」と「議決権による連結」を1つの連結のガイダンス(サブ・トピック810—10)に含めている。

を、新たに設置したトピック812の「全体(サブ・トピック812—10)」「変動持分事業体(サブ・トピック812—20)」と「議決権持分事業体(サブ・トピック812—30)」に移動させている(若干の改訂を含む)。

また、現行のトピック810に含まれている、非営利事業の場合にのみ発生する「契約により支配される事業体の連結」は「非営利事業(トピック958)」に移動させた。

この公開草案は、2つのセクションを有しており、セクションAは、主にトピック812を示し、セクションBは、主にその他のセクションやサブ・セクションでの連結のガイダンスへの参照の改訂(トピック810からトピック812への)を示している。

新しいトピック812の設置は、現在実行されている連結の分析の方法には影響を与えない。

●適用関係等

コメント期限は、2017年12月4日である。

適用日は未定である。

具体的には、「試験研究契約(サブ・トピック810—30)」を廃止し、サブ・トピック810—10とサブ・トピック810—20の内容

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年 9月14日	IFRS実務記述書第2号 「重要性の判断の行使」 等	IASB	財務諸表における重要性に関する支援を求める企業の要望に対応し、公表されたもの。あわせて、公開草案「重要性の定義」も公表されており、コメント期限は、2018年1月15日まで。 http://www.ifrs.org/news-and-events/2017/09/iasb-issues-ps2-and-publishes-definition-of-material-ed/	2017年 10月10日号 情報フラッシュ
2017年 9月22日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	マイナス金利に関連する会計上の取扱いに関するガイダンスの公開草案を本年11月頃に公表することを目標にしている。また、仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する公開草案の公表目標が本年10～11月頃から11月頃に変更されている。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—

衆院選の争点は何か

金融

安倍首相が衆議院を9月28日に解散し、総選挙を10月22日の投票で実施することを決めたことと報道されている。野党は解散の大義名分がないと主張しているが、国政で民意を問うべき争点は常に複数あるのが普通で、何もないとするほうがおかしい。今回、何を争点にするかは、普通に考えれば朝鮮半島をめぐる軍事的緊張に日本としてどう対処するかであり、これは間違いない最大テーマである。

一方で、国民生活に直結する経済政策の問題も同時に考えることも忘れるべきではない。まず財政政策では財政収支の問題がある。具体的には、2019年10月に予定されている消費税の税率を10%へ引き上げた時点だ。前回8%へ引き上げた時点で、消費が落ち込み長く低迷が続く、物価や景気への悪影響があったことは事実である。現時点で首相は予定どおり引き上げると言っているが、上昇しない賃金が景気の足かせになっているなか、先送りのない中止を国民に示す絶好の機会だろう。財政再建を目指すことは重要だが、優先順位は景気対策や社会保障などの政策実現である。た

だし、消費税はその財源とすべきではない。消費税は本来直接税との比率の見直しで議論されるべきものだ。プライマリーバランスの黒字化目標などは、その後可能な範囲で考えればよい。

もう一つは金融政策の見直しだ。現在の着地点を考えると、放りな金融緩和と政策のため、マイナス金利の導入や長期金利の低下で金融機関の収益が悪影響を受け、国債市場が市場として正常に機能していないなどの状況にある。それらが現時点でも金融面で悪影響を及ぼしている。さらに、将来に目を向けると、デイスインフレからインフレが高進する経済になった際には、出口戦略をどう考えるか、という極めて重要な問題があるが、議論を今の政策担当者が避けていることが懸念される。急を要する政策課題だが、現時点で安倍首相自身まったく見直す気配はない。この点では野党側からの提案を期待したいところだ。

結果オーライの日米同時株価上昇

証券

あつという間に衆議院解散、総選挙への流れが政治の本流になってきた。衆議院解散は総理の専断事項という言葉が一人歩きし、野党の不満は負け犬の遠吠え扱いである。安倍首相の本心はうかがい知れないが、批判・反発を跳ね返して現状程度の議席を確保できる自信があるということだろう。

歴史的には総選挙は株価にプラスとなったことが多いという。どの政党も国民受けのする経済政策をぶちあげるため、それが企業収益増加につながると

期待されるからだ。

北朝鮮リスクについては米朝の舌戦がますます過熱しており、どう進展していくのか、不透明さを増してきている。しかし、米株価は一足早く上昇し、ダウ平均は史上最高値を連日のように更新し続けている。また日本株価は米株価の後を追って持ち直し、日経平均は2万円の

大台を回復し、年初来の高値を上回って来た。米株価の動きは北朝鮮リスクへの慣れとともにFRBの政策が市場の期待に沿った展開にな

ると自信が強まってきたからであろう。9月のFOMC(連邦公開市場委員会)は、事前の方の予想どおり政策金利を引き上げず、10月からFRBのバランスシート縮小を開始すると決定した。焦点の利上げはインフレ率が低下している(FRBは労働市場が引き締まるなかでのインフレ率低下を謎という)ことから、先送りされた。

FRBは今年あと1回の利上げを実施するとしているが、株式市場は実施時期は12月、あるいは今年はまだ利上げはないのではないかと予想し始めている感じがする。

米株価の最高値更新がドル高・円安を伴うものであったため、日本株価は安心して追従することができた。本来、米金利の利上げなしは、円高に振れやすいが、FRBのバランスシート縮小が「有事の円高」を解消する役割を果たしてくれたのか。いずれにせよ、米株高プラス円安に解散・総選挙が加わり、日本株価は一挙に失地を回復した。

日本株価は米国株価や総選挙の結果が波乱なしとなれば、年末にむかって案外堅調な展開になるかもしれない。もちろん北朝鮮情勢が破局的なところまで進まないことが前提となる。